

○論説：フィンランドにおける性的マイノリティの現在（いま）

齋藤 実*

1、はじめに

フィンランドは、世界でも最も男女平等が進んだ国の1つとして知られている¹。歴史的に見ても、フィンランドでは、1906年に女性に選挙権を認めるとともに、被選挙権も併せて認めるなど、男女の平等が進んでいた。この伝統は、今日でも続いている。2003年、タリア・ハロネン大統領の政権下で、アンネリ・ヤーテンマキがフィンランド初の女性首相に就任した。首相と大統領がともに女性となったことで、話題となった²。また、21世紀に入ってから2017年までの時点で、大臣ポストの男女比は、94対83（53.1%対46.9%）とほぼ同数となっている³。2016年のジェンダーギャップ指数も、世界で2位であった⁴。

フィンランドは、性的マイノリティ⁵についても、今日、活発な取組みを見せている。フィンランドでは、性別に制限を設けずに婚姻ができるよう、

* 獨協大学法学部特任教授・弁護士

1 齋藤実「北欧における男女共同参画の現在」文明研究（東海大学）28号（2010年）110～118頁。

2 石野裕子「物語フィンランドの歴史 北欧先進国「バルト海の乙女」の800年」（2017年、中公新書）92～95頁、245～247頁。

3 <http://valtioneuvosto.fi/en/government/history/male-and-female-ministers>（2017年10月22日アクセス）

4 <http://reports.weforum.org/global-gender-gap-report-2016/rankings/>（2017年10月24日アクセス）。なお、日本は111位であった。

5 性の多様性に関しては、LGBT、LGBTI、LGBTQ等の様々な表現が用いられている。本稿では、性的マイノリティ、という表現を原則として用い、特定の表現がされている場合には、その表現に従い表記した。社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会「提言 性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」（2017年、日本学術会議 法学委員会）ii 頁（<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t251-4.pdf> 2017年10月25日アクセス）

婚姻法が2014年に改正され、2017年3月1日より施行された。この法改正は、一般の国民が、立法化を要望する署名活動を行い、それにより立法されたことで、大きく注目を集めた。フィンランドでは、国民の署名により立法化された法律は初めてであり、一般の国民が、性的マイノリティに大きな関心を持っていることが伺われる。現に、婚姻について性別に制限を設けないことへの国民の賛成は、2006年は45%⁶であったのに対し、2015年には66%⁷となった。10年経過しない間に、20%以上の数字が伸びている。フィンランド国民が、この間に、性的マイノリティへの理解を深め、強い関心を持っていることの表れと考えられる。

フィンランドで、性的マイノリティが注目を浴びるようになったきっかけの1つは、2012年におこなわれた大統領選挙と言われる。緑の党大統領候補者としてノミネートされたペッカ・ハービスト（Pekka Haavisto）氏（緑の党）は、大統領選の前年の2011年に自らが同性愛者であることを公表した。翌2012年1月22日に行われた大統領選では、18.8%の支持を獲得し、2位で通過した。同年2月5日に行われた決選投票で現大統領のサウリ・ニーニスト（Sauli Niinistö）氏に敗れたものの、自ら同性愛者であることを公表した候補者が、2位で通過したことで、国民の性的マイノリティへの関心が大きく高まった。

近年では、性的マイノリティのパレードであるプライドパレードがフィンランド各地で行われており、特にヘルシンキで行われるものはフィンランドで最大級で最大級の規模を誇る。年々参加者が増加し、2017年には参加者数は約3万5000人であった⁸。同年は、性的マイノリティに対して批判的であった移民局や警察も、プライドパレードに参加している。また、フィンランド

6 https://web.archive.org/web/20100227020312/http://www.angus-reid.com/polls/view/eight_eu_countries_back_same_sex_marriage/ (2017年10月25日アクセス)。なお、同調査の時点で、スウェーデンでは71%の賛成があることも興味深い。また、同性カップルが養子縁組をすることについて賛成の割合はどの国も同性婚賛成の割合に比べると低く、フィンランドでは24%であった。

7 http://www.equineteurope.org/IMG/pdf/ebs_437_en.pdf (2017年10月25日アクセス)。

8 <https://helsinki.pride.fi/> (2017年9月18日アクセス)。なお、フィンランドの人口は現在2017年9月18日現在5,545,025人である (<http://www.worldometers.info/world-population/finland-population/> 同日アクセス)。

ではアイスホッケーが盛んだが、トゥルクのアイスホッケーチームである TPS (Turun Palloseura) が、フィンランドで最初に性的マイノリティを支援したスポーツチームとして話題になった。

芸術面でも、性的マイノリティに関するものが注目を集めている。トゥオコ・ラークソネン (Tuoko Laaksonen, 1920-1991) 氏によるトム・オブ・フィンランドと呼ばれるゲイ芸術は世界的に広く知られている。2014年には、トム・オブ・フィンランドの切手が発行された。また、ムーミンで知られる作家のトーベ・ヤンソン (Tove Jansson, 1914-2001) 氏は、グラフィックデザイナーである同性のトゥーリッキ・ピエティラ (Tuulikki Pietilä)⁹氏と生涯をともにしたことで知られる。

もっとも、フィンランドの性的マイノリティに対する取り組みは、北欧諸国の中では、やや保守的な印象を拭えない。北欧諸国の性別に制限を設けない婚姻法の施行年を見ると、ノルウェーとスウェーデンは2009年と最も早く（ノルウェーは2008年、スウェーデンは2009年に制定）、その後、アイスランド2010年、デンマーク2012年が続く。なお、アイスランドは2010年6月27日に同法を施行したが、同日、当時首相であったヨハンナ・スグザルドツェイル氏が同性のパートナーと婚姻したことで話題となった。

これらの北欧諸国の中で、フィンランドは、2017年になりようやく、性別に制限を設けない婚姻を開始した。そのため、性的マイノリティに関して北欧諸国の中ではやや保守的な考えを持っていた国、と言うこともできるかもしれない。もっとも、先進的な北欧諸国の中にありながら、保守的な立場をとっているからこそ、日本がフィンランドから得るものは大きい。フィンランドは、性的マイノリティに対して他の北欧諸国に比べてやや保守的な考えを示しながら、それでもなお、国民から大きな声が上がリ、性別に制限を設けない婚姻を実現したのである。その過程にこそ、性的マイノリティの法整備に関して世界的にも大きく遅れている日本が得ることが多い。

フィンランドは1917年に建国され、2017年に建国100年を迎えた。その記

9 トゥーリッキ・ピエティラはムーミンのキャラクターである「おしゃまさん」(Tooticky) のモデルとなったことでも知られる。

念すべき年に、フィンランドの性的マイノリティへの取組みは、大きく変わろうとしている。そこで、本稿では、フィンランドの性的マイノリティに関する取組みを紹介していきたい。

2、性的マイノリティへの取組みについて

今日、フィンランドの性的マイノリティに関する最も大きな取組みは、“Rainbow Rights – Promoting LGBTI Equality in Europe”（以下“Rainbow Rights”）¹⁰である。フィンランドは、この取組みを2017年1月1日から2018年12月31日にかけて、バルト三国（エストニア、ラトビア及びリトアニア）とともに進めている。Rainbow RightsはLGBTI¹¹に対する差別を禁止する立法を国内あるいはEUにおいて進めることを目的としている。具体的には、以下の4つの目的がある。①地方自治体の中で平等を実現するための施策を推進すること、②社会全体がLGBTIの人々が平等であり権利を持つことへの理解を深めること、③様々な形態の差別を検証・認識すること、④平等を促進し経験共有するため、EUにおいて適切な方法を模索することに協力すること、である。

Rainbow Rightsは、法務省が中心となって計画を進めながら、SETA（フィンランド最大の性的マイノリティ支援団体）、地方自治体協会、LGBT権利機構、さらに社会健康省が計画策定に関わっている。また、財政的な支援は、欧州連合（EU）¹²が中心となって行っている。さらに、国内のワーキンググループとして、これらの機関とともに、教育文化省、平等オンブズマン、国立健康福祉研究所、地方自治体雇用者組織、トランスジェンダー・インターセックス権利協会、レインボーファミリーズ、フィンランド人権連盟等がある。

Rainbow Rightsは、上記の4つの目的を達成するため、大きく以下の4つの取組みを行っている。①LGBTIへの差別禁止の流れを作ること、②地

10 <http://www.lgl.lt/en/?p=16798#>（2017年9月2日アクセス）

11 フィンランド法務省は、LGBTIと表記することから、それにならった。

12 具体的には、Rights, Equality and Citizenship Programme 2014-2020 が支援している（http://ec.europa.eu/justice/grants1/programmes-2014-2020/rec/index_en.htm 2017年10月25日アクセス）。

方自治体レベルでのLGBTIへの理解を深めること、③バルト三国との協力、④様々な差別への取組みむこと、である。

これらの内容を説明すると、①LGBTIの差別禁止の流れを作るため、地方自治体に大きな役割が期待されているとともに、法務省も対応を行う。具体的には、地方自治体が、差別の実態調査を行うとともに、セミナーやワークショップを開くことで、差別を禁止し平等が実現することについて啓発を行う。法務省も、差別禁止に関するガイドラインやブックレットの作成などを行う。また、②地方自治体レベルでのLGBTIへの理解を進めるため、5つのパイロットケースとなる地方自治体が各地方のLGBTI支援団体と提携する。それとともに、他の地方自治体も、地方自治体協会により行われている差別の禁止の活動と連携することが期待されている。さらに、③バルト三国と、参加各国間のNGOや公共機関との連携を進めていく。また、このような活動を通じて、ヨーロッパ委員会との連携も強めていくことを予定している。最後に、④それ以外の様々な差別への取組みも行われており、差別には様々な形態があることを認識するとともに、実態調査を行い、それを克服する方法を模索することが考えられている。

フィンランドは、Rainbow Rightsを通じて国内のLGBTIの対策を進めるとともに、バルト三国をはじめとする諸外国との連携を図っている。2018年には、バルティックプライドがリガで開催される。このプライドにより、バルト三国との相互協力を一層強化するとともに、性的マイノリティに関するNGO、関係省庁さらにはヨーロッパ委員会と連携を図り、性的マイノリティに対する差別禁止を働きかけることなどを計画している。

このように、現在、フィンランドはRainbow Rightsを中心として、性的マイノリティに関する取組みを積極的に進めている。

3、フィンランドの性的マイノリティに関連する法律

1889年に制定されたフィンランド刑法（39/1889）¹³では、同性愛は、処罰

13 当時フィンランドは、ロシア帝国の支配下にあったが、大公国として一定の独立が保たれていた。

の対象とされていた。その後、同性愛は80年以上にわたり処罰の対象とされ、1974年になり非犯罪化された。もっとも、同性愛を広めるために宣伝するなどの助長行為は、その後も、刑法上処罰の対象とされていた。この規定が廃止されたのは、1999年であった。もっとも、同性愛を助長したことを理由に刑罰が科された例はない。なお、今日、刑法と性的マイノリティの関係を見ると、性的マイノリティに対するヘイトスピーチ（第11章10条、10条（a））、ヘイトクライム（同11条）をしたことを理由に、刑法により処罰される可能性がある。

フィンランドの、性的マイノリティを考える上で、大きな転機がとなったのが2001年に制定され翌2002年に施行された、登録パートナー制度（rekisteröity parisuhde）である。登録パートナー制度は、通常の婚姻と類似点も多い。そのため、特に同性カップルにとって、本制度が制定された意味は大きい。もっとも、制定当時、パートナーの連れ子を他方のパートナーが養子とすることが出来ず、また、パートナーの苗字を名乗ることもできなかった。その後、2009年になり、パートナーの連れ子を養子とすることを認めるように、法律が改正されたものの、依然として、パートナーの苗字を名乗ることについては、同改正では認められなかった。

トランスジェンダーに性転換を認める法律であるトランスジェンダー法（1053/2002）が、2002年に制定された。同法によれば、原則として、18歳以上のトランスジェンダーの者は、性転換が可能となる。もっとも、精神的な問題を抱えている場合などは、性転換が許されない。同法は、トランスジェンダーに性別転換を認め性的マイノリティへの理解を深めた点で、登録パートナー制度とともに、重要な法律であるともいえる。もっとも、性転換するためには、厳格な要件が課されている。不妊手術は必ずしも要件とはされないものの、性アイデンティ科（sukupuoli identiteetti klinikka）での専門医による診断が必要となる。半年以上の診察を受けることが多く、このような要件の厳しいことに対して批判が強い。そのため、トランスジェンダーの性転換のための要件が厳格であることが、今日、フィンランドの性的マイノリティに関する法制度の中で、大きな問題の1つと言える。

フィンランドの性的マイノリティを考える上で不可欠な法律は、男女間の平等に関する法律（以下「平等法」とする。）と差別禁止法である。

平等法（609/1986）は、1986年に制定された。制定当初は男女間の平等の実現を主たる目的としていたが、今日では、性自認や性表現に基づく差別を禁止する法律として重要である。なお、本法は性的指向に基づく差別については適用されず、差別禁止法が適用されることには注意が必要である。

平等法に規定される「性自認」は、自らの性に関する個人的な経験に基づくものをいう。また、「性的表現」は、衣服、行動あるいは他の方法を通じての自らの性に関する表現をいう。平等法では、個人の身体的な性が男性あるいは女性いずれであるか明確ではない、という事実に基づく差別も禁止している。そのため、平等法の適用範囲は広いが、性的マイノリティの中で関連するものとしては、主として、トランスジェンダー、異性装者、インターセックスなどが対象となる。平等法でこのような規定が置かれている趣旨は、これらの性的マイノリティが、恐怖や差別を感じることなく、生活を送ることを実現することにある。さらに言えば、これらの性的マイノリティの人々が、様々な経験をし、自らの性をより自由に表現することが出来ることを目的としている。

平等法では、直接的な差別とともに、間接的な差別も、禁止の対象となる。また、セクシャルハラスメントや性に基づくハラスメントも、同法で、禁止されている。さらに、同法により、仮に、雇用者、教育機関などが、これらのハラスメントを認識した場合には、介入することが義務付けられている。もちろん、これらの者が、性自認や性的表現に基づくあらゆる差別を防ぐことも、あわせ義務付けられている。なお、平等法に反する行為がある場合には、損害賠償の対象となる。

次に、差別禁止法を見ると、同法は2004年に制定され、その後、2014年には改正がなされている（1325/2014）。差別禁止法8条は、「何人も、年齢、素性、国籍、言語、宗教、信念、思想、政治的活動、労働組合活動、家族関係、健康状態、障害、性的指向または他の個人的な特徴を理由として、差別をすることはならない」とする。性的マイノリティとの関係を見ると、この条文が「性

的指向」による差別の禁止を謳っていることが重要である。そのため、同性愛者に対して差別等があった場合には、同法が適用されることとなる。これに加えて、同法は、直接的差別（10条）、間接的差別（13条）、ハラスメント（14条）、差別への指示・命令（8条）、合理的な調停の拒否（15条）、差別的な仕事の広告の禁止（17条）、被害の禁止（16条）が規定されている

これらの平等法及び差別禁止法の2つの法律が、現実に順守されているかを監視監督を行うのは、2つのオンブズマンである。平等法については平等オンブズマンが、差別禁止法については差別禁止オンブズマンが、法律が順守されているか監視監督を行う。両オンブズマンは、性的マイノリティの支援に関して重要な役割を果たすことから、これらについて紹介したい。

まず、平等オンブズマンは1987年に設立され、現在は10名で構成されている。行政組織上は、法務省の傘下に組み入れられている。平等オンブズマンは、主として、平等法が適正に実現されているかを監視監督する。そのため、ジェンダーと性的マイノリティの問題を扱い、これらの差別に対応し平等を実現する。その方法として、相談あるいは指導を行っているものの、これらに法的な拘束力等はない。

これに対して、差別禁止オンブズマンは、2015年に設立された新しい機関である。差別禁止オンブズマンは、かつての少数者オンブズマンを母体とする。差別は複合的な理由によりなされることが多く、広く差別に対して対応することが必要であることから、少数者オンブズマンから差別禁止オンブズマンに改変された。差別禁止オンブズマンは、差別禁止法が適正に実現されているかを監視監督する。2016年、差別禁止オンブズマンは、性的マイノリティに関連するものとして15の事案を扱った。その中には、例えば、医療機関が女性カップルの不妊治療を拒否したケースや、同性愛者は病気であると言った教師のケースなどがある。

4、性的マイノリティと家族について

性的マイノリティと家族の問題は、登録パートナー制度により、大きく前進した。この制度により、同性のパートナー間において、婚姻と類似の関係

が法的に認められることとなった。同法は、2001年に制定され、2002年から施行されている。登録パートナー制度は、通常の婚姻と類似点も多い。もっとも、配偶者の性を名乗ることが出来ないこと、パートナーの連れ子を他方のパートナーの養子とすることが出来ないこと、などの課題を残していた。その後、2009年には、パートナーの連れ子を他方のパートナーの養子にすることができるように、法律が改正されたものの¹⁴、依然として、婚姻と登録パートナー制度との差が存在した。

そのため、婚姻法を改正し、婚姻について性別による制限を撤廃すべきではないか、という議論が高まった。また、先に述べたように、2009年、ノルウェーとスウェーデンでは、性別による制限を撤廃した法律を施行したことも相まって、フィンランドでも議論が高まった。ついに、2014年、フィンランド議会は婚姻法を改正し、性別による制限を撤廃した。2013年3月中旬から9月中旬までの間、全国で署名活動が行われた。その結果、16万を超える署名が集まり、その署名が契機となり同年に法案として提出され、翌2014年に法律が制定された。2015年2月20日大統領の署名を経て、2017年3月1日より施行された。同法の改正により、フィンランドはヨーロッパで12番目に性別による制限のない婚姻を認めた国となった。

この法律により、登録パートナー制度の課題は解消し、カップルがパートナーの姓を名乗ることができ、またカップル間で養子を迎えられたりできるようになった。もっとも、同法の制定後も、幾つか問題は生じている。先ずは、宗教との関係である。フィンランドの国教であるルター派の教会を利用して婚姻する場合には、同性婚に批判的な教会も依然として存在し、教会での結婚が出来ないこともある。そのため、ルター派の教会との調整は、今後重要な課題となる。また、婚姻後の社会保障や育児休暇については、まだ整

14 既婚・子どもありのトランス女性が性別変更を拒否された事件で、ヘルレーネン対フィンランド（2014年）において、ヨーロッパ人権裁判所は、条約違反なく登録パートナーシップ（RP）に移行すれば性別変更でき、婚姻とRPの権利保障に大差がなく、RPへの変更を自発的に拒否する場合まで保護する義務ないとした（日本司法福祉学会第18回大会、第10分科会「性的マイノリティ、家族・親子の多様性：多様なカップルが子を持つこと」における谷口洋幸報告。）

備が追い付いていない点が少なくない。これらの点については、さらに調整を図った法整備等が必要となろう。

子どもとの関係については、生殖補助医療や養子制度との関係で、問題を残している。まずは、レズビアンカップルについてみると、フィンランドでは、体外受精を認めている。体外受精により子どもが生まれた場合、出産した者はその子どもの母親となる。また、他方のパートナーと子どもとの関係については、子どもを養子とすることで、法律上の子どもとなる。もっとも、体外受精は出来るものの、精子の提供については、依然として問題を残す。フィンランドでは精子バンクは存在せず、また、公的医療機関では精子の提供はしていない。そのため、精子の提供が必要な場合では、一般の民間病院に行かざるを得ないが、その場合の医療費は高額であるため、高額な医療費負担をせざるを得ない。なお、精子提供者とその子どもとの間には法律上の親子関係は生じないが、子どもは18歳以上になると精子提供者がを知る権利がある。

次に、ゲイカップルについては、フィンランドでは代理母は許されていないことから、養子を探すか、あるいは里親となることが考えられる。もっとも、性的マイノリティに限らず、フィンランドでは、通常、フィンランド以外の国の出身者を養子とする。問題は、その子どもの出身国との関係である。同性カップルへの養子縁組を認めない国から養子を探すことができず、そのため同性カップルへの養子縁組を認める国から養子を探すことになる。ブラジルやカナダからの養子などを除いては、多くの国が性的マイノリティへの養子を認めない。同性カップルが養子を探すことが極めて困難であるのが現状である。このような現状から、養子を探すことを諦め、里親を探すゲイカップルもいる。もっとも、里親は子どもが18歳までの間のみ認められる制度であり、また、そもそも、生みの親との親子関係は継続しているなどの、異なる問題が生じることになる。

5、おわりに

駆け足で、フィンランドの性の多様性について紹介してきた。フィンラン

ドは、北欧諸国の中では性的マイノリティに対して保守的な考えを持ってきたものの、2017年より婚姻法に性別による制限を撤廃し、活気を呈している。また、バルト三国と連携したRainbow-rightsの運動は、さらに2018年にまで続く。他の北欧諸国が性別による制限を撤廃する中で、反対の意見が依然として多く、なかなか撤廃に踏み切ることが出来なかった中、徐々に国民の意識が変化し、性別による制限を撤廃していった過程にこそ、私たちが学ぶべき点が少なくない。

もっとも、フィンランドの性の多様性も、依然として、幾つかの問題を抱える。特に、緊急の問題は、トランスジェンダーに関する厳格な性転換の要件である。また、性転換するために、時間を要するとされる。そのため、現在、同法の改正が強く叫ばれているところである。

このようにフィンランドでは課題を抱える中、性的マイノリティに関して大きく一歩を踏み出した。翻って日本の状況を考えると、フィンランドと比べ大きく引き離されている言わざるを得ない。婚姻に対する性別による制限を撤廃すること1つをとっても、その道のりは長い。しかし、フィンランドでも、当初より、性的マイノリティへの理解が多かった訳ではない。徐々に国民の理解が増し、国民が理解をしたがゆえに、法改正につながったのである。日本でも、国民一人一人の性的マイノリティへの理解が求められている。

6、追補

本稿を執筆後、ジェンダー法学会第15回学術大会（2017年12月2日 東北学院大学）ワークショップC「トランスジェンダーと日本における「性同一障害者の差別の取扱いの特例に関する法律」をめぐる諸問題」で、北欧での性同一性障害者の性別変更について報告させていただいた。その準備の際に、幾つか新しい情報を得ることもできたので、簡単にご紹介させていただきたい。

日本では、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年7月16日法律第111号、以下「特例法」。）が規定されている。同法3条では、性別変更の要件が規定されており、「一 二十歳以上であること。 二 現に婚姻をしていないこと。 三 現に未成年の子がないこと。 四 生

殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。五
その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備
えていること。」と定めている。特例法は性別変更を可能として点では意義
があるものの、これらの要件には多くの問題点がある。特に、四号では、性
別変更をするためには、性同一性障害者に生殖不能要件を定めている。さら
に、五号では外観要件まで要求している。このような規定は、少なくともフ
ィンランドをはじめとした北欧諸国の性転換の要件を見た場合に、疑問を感じ
ざるを得ない。その疑問は、性同一性障害という性自認の問題と、結果とし
て自らの子どもを残すことが出来ないことまで要求する生殖不能要件は、
果たして関連するのか、というものである。生殖不能要件を満たさなければ
性別を変換させないとするのであれば、それは一種の優生思想は背後にある
と考えられても致し方がない。ましてや、生殖不能要件に加えて、外観要件
まで加えることには、合理的な理由は見い出せないであろう。

2002年に制定されたフィンランドのトランスジェンダー法では、①登録さ
れている性とは異なる性に対応して社会で生活していること、及び医学上生
殖能力がないこと、②18歳に達していること、③フィンランド市民又はフ
ィンランドに居住していること、を要求している（1条563/2002）。なお、同法
上の要件では、結婚していないこと、又はパートナーシップ登録されていな
いこと、が要件とされていたが、婚姻に性別による制限を認めなくなったこ
とから、同号は廃止された。

フィンランドでも現在最も問題が大きいとされるのは、「医学上生殖能力
がないこと」と規定されていることである。これは、ホルモン治療を受けた
場合や高齢で生殖能力がない場合を想定しており、生殖能力を除去する手術
を予定した規定ではない。としても、生殖能力がないことを明記しているこ
とには大きい。

他の北欧諸国では、既に性自認の問題と生殖不能能力の問題には関連がな
いとし、生殖不能能力に関する要件は撤廃している。その最たる例はノルウ
ェーであり、生殖不能要件は撤廃されているとともに、2016年よりインター
ネット申請により性別変更できるなど、さらに進んだ制度を持っている（前

掲注1の矢野論文を参照していただきたい)。フィンランドも、この点は議論が進んでおり、遠くない将来にトランスジェンダー法1条1号に生殖不能要件が削除されることが期待される場所である。

日本では、2017年11月、厚労省が性同一性障害者に対して性転換手術に公的医療保険が適用される予定であること発表したことが話題になっている。しかし、そもそも、性転換をする際に、手術自体が必要なのかを考えるべきである。北欧諸国では、フィンランドを除く国々では、そもそも生殖不能要件は不要とされている。フィンランドにおいても、盛んに議論されているところである。日本の特例法が、このような世界の歩みから大きく遅れたことは言うまでもない。特例法は、早急に改正されるべきであろう。

